

第 31 回美浜区民フェスティバル 模擬店出店者募集要項

この募集要項は、美浜区民フェスティバルにおいて模擬店出店者を募集するにあたり、必要な事項を定めたものです。応募にあたっては、必ず本募集要項の内容をご確認いただき、同意のうえ、申込書を提出してください。

1 第 31 回美浜区民フェスティバル概要

- 日 時：令和 5 年 10 月 1 日（日） 10 時 00 分～14 時 00 分
- 会 場：稲毛海浜公園
- 出店時間：10 時 00 分～14 時 00 分

2 応募資格

区内在住・在勤かつ区内町内自治会長または管理組合理事長の承認を得た個人または団体
※販売品目は食品に限る

3 募集区画数

先着 20 区画（1 区画当たり：奥行 4m×幅 6m）

4 出店料

1 区画 4,000 円

《特記事項》

- ① 出店者側の都合により出店できなくなった場合、9 月 19 日（火）までにキャンセルの手続きをしてください。9 月 20 日（水）以降のキャンセルは、出店料の返金は致しかねますので、ご了承ください。なお、返金の際には、出店許可証、通行証及び領収書が必要となるため、大切に保管してください。
- ② 美浜区民フェスティバルが中止となった場合は、出店料を返金致しますので、10 月 13 日（金）までに事務局窓口までお越しください。なお、返金の際には、領収書が必要となりますので、大切に保管してください。また、仕入れた品物等の補償は致しませんので、ご注意ください。

5 応募方法

別紙「第 31 回美浜区民フェスティバル 模擬店出店申込書」に必要事項を記入し、事務局窓口へご持参ください。その際に出店料のお支払もお願いいたします。

※申し込み後 9 月 1 日（金）までに下記書類を提出してください。

- ① 出店者及び取扱食品等一覧表（出店申込時に用紙をお渡しします）
- ② 食品営業許可証の写し
- ③ 腸内細菌検査結果報告書

6 応募期間

- 日程：令和5年8月1日（火）～8月15日（火）（土・日曜日・祝日除く）
- 時間：午前8時30分～午後5時30分

7 出店場所の抽選

出店場所については実行委員会にて抽選を行い決定します。
抽選結果については後日通知いたします。

8 出店許可証と通行証

出店場所の抽選後、出店許可証と通行証をお渡しします。通行証は1区画につき2枚発行いたします。

9 出店物の搬入・搬出等について

- 搬入時間：原則として8時00分から9時30分まで
- 搬出時間：原則として14時00分から15時00分まで

《特記事項》

- ① 搬入・搬出の際は、必ず通行証を提示してください。
- ② 設営に伴う資機材や荷物の搬入出は、実行委員会の指示に従い、決められた時間内に行ってください。途中の入退場はできませんのでご注意ください。
- ③ 搬入・搬出とも出店者が行ってください。
- ④ 搬入車両は荷物を降ろしたあと、速やかに移動し、指定された駐車場（千葉市地方卸売市場）に駐車してください。

その他の駐車場には駐車しないようにお願いします。

10 注意事項

（1）飲食物の販売について

- ① 関係法令を遵守のうえ、特に衛生面に細心の注意を払ってください。また、別紙「イベント等において食品を提供する場合の注意事項」も遵守してください。
- ② 模擬店を出店する個人・団体は、販売する食品の食品営業許可を持っていることが条件です。（町内自治会等の地域団体は除く。なお、地域団体か否かの判断は、実行委員会が行います。）
- ③ 飲食物の出店可否が不明なものについては、事前に千葉市保健所食品安全課（Tel：043-238-9934）へお問い合わせください。
- ④ 食品衛生面に特に気を付けてください。万一、食中毒が発生した場合でも実行委員会は一切責任を負いません。
- ⑤ 食品の取扱いに従事する者は、全員事前に腸内細菌検査を受けてください。腸内細菌検査結果が不適の者、手指に傷のある者、体調の悪い者は食品を取扱わないでください。
- ⑥ 申込内容に虚偽があった場合は、出店許可を取り消す場合があります。

(2) 火気の使用について

- ① 火気・発電機を使用する場合は、千葉市火災予防条例を遵守してください。
- ② 熱源（発電機、プロパンガス、炭火に限る）と消火器は、出店者が用意してください。なお、発電機を使用する場合、会場内での給油は絶対に行わないでください。また、会場へのガソリン携行缶の持ち込みは禁止です。
- ③ 火気付近では、防災物品（テント、のぼり等）を使用してください。
- ④ 強風の可能性があるため、火気等に十分注意してください。

(3) 会場について

- ① 出店物の価格は市価より安く設定してください。
- ② テントに出店許可証及び食品営業許可証を掲示してください。
- ③ 出店に必要なもの（台車、テント、テーブル、器材等）は各自用意してください。
- ④ 水は各自で用意し、会場内の水道は使用しないでください。
- ⑤ 記録のため、出店の様子を撮影いたします。翌年度以降の参考にするとともに、ホームページや市政だより等に掲載する場合がありますので、ご承知おきください。

(4) 出店者の責任・義務

- ① 会場内外におけるトラブル・事故等が発生した場合や購入者からの苦情等については、出店者自ら責任と費用をもって対応してください。実行委員会及び千葉市は一切の責任を負いません。
- ② 実行委員会・警察・消防・行政等により指導があった場合には、それに従ってください。
- ③ 他の出店者や参加者等に迷惑をかける行為や会場等において主催者の指示に従っていただけない場合は、即時退去していただくとともに、翌年以降の出店をお断りします。
- ④ 出店終了後は、出店者が責任を持って清掃し、出店場所の原状回復を行ってください。なお、著しい汚れや損傷等、原状回復工事が必要と判断される場合は、それにかかる諸経費等について、出店者に負担していただきます。
- ⑤ 出店者から出るごみは、各自持ち帰ってください。
- ⑥ 出店場所には、常に大人1名以上を配置してください。
- ⑦ 閉店間際は最後尾の案内を行い、終了時刻になったら販売を終えること。
- ⑧ 必要に応じて感染症防止対策に取り組むこと。

申込先・問合せ先

〒261-8733

千葉市美浜区真砂5丁目15番1号

美浜区民フェスティバル実行委員会事務局

（美浜区役所3階 地域づくり支援課内）

Tel : 043-270-3124 / Fax : 043-270-3191